

## 旅客船ビートル衝突(海洋生物)

事故発生:平成28年1月8日

報告書公表:平成29年7月27日

勧告:平成29年7月27日

## ○ 事故の概要

本船は、船長及び一等航海士ほか5人が乗り組み、旅客184人を乗せ、長崎県対馬市上島北西方沖を大韓民国釜山港から福岡県福岡市博多港へ向けて航行中、海洋生物に衝突し、旅客7人が重軽傷を負うとともに、客室乗務員2人が軽傷を負った。

## ○ 事故の原因

本事故は、JR九州高速船株式会社が平成28年1月4日に設定した鯨類などとの衝突に対する安全対策として減速航行などの実施を行う減速海域において、本船が、巡航速度(40ノット)で航行中、至近で海洋生物を発見したため、転舵したものの海洋生物と衝突したものと考えられる。

本船が、至近で海洋生物を発見したのは、本船の船長が‘減速航行、見張りの強化、旅客に対するシートベルト着用周知放送の実施など’(鯨類警戒航行)を指示せず、見張りの強化が行われずに航行したことが関与した可能性があると考えられる。

本船の船長が鯨類警戒航行を指示しなかったのは、JR九州高速船株式会社が、鯨類警戒航行の実施要領を安全管理規程に定めて周知徹底を図っていなかったこと、減速航行実施に伴う許容される遅延時間を伝えていたこと及び鯨類警戒航行の実施状況の把握をしていなかったことが関与したものと考えられる。

## ○ 被害の原因

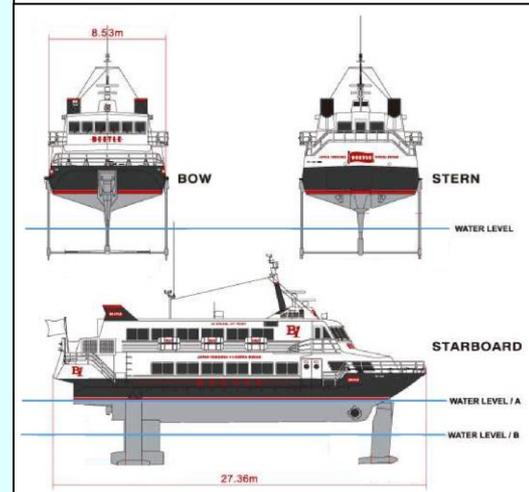
旅客が負傷を負ったのは、シートベルトの未着用あるいは適切な着用をしていなかったことから、座席に落下するなどし、また、シートベルトを着用していたものの、テーブルを展開していたこと及び肘掛けに緩衝材が設置されていなかったことから、固定されていない上半身がテーブル等に当たったことによる可能性があると考えられる。

旅客がこぼれたホットコーヒーで手に火傷を負い、ワゴン販売中の客室乗務員が負傷したのは、鯨類警戒航行の措置が講じられなかったことが関与したものと考えられる。

本件減速海域設定状況図(抜粋)



一般配置図



## ○ JR九州高速船株式会社に対する勧告内容

- 1 鯨類警戒航行の実施について、安全管理規程で定めること。
- 2 各船に対し、設定した減速海域における鯨類警戒航行を励行させること。
- 3 各船における鯨類警戒航行の実施状況が把握できる管理体制を構築すること。
- 4 客室内における緩衝材の取付け及び鯨類警戒航行時のテーブルの格納等を進めること。



## ○ JR九州高速船株式会社から提出された実施計画（H29.10.20提出）の概要

- 1 安全管理規程の変更
  - ・ 鯨類警戒航行の実施及び監視などの項目を追加し、平成29年9月21日付で安全管理規程の変更届が九州運輸局に受理された。
- 2 鯨類警戒航行の励行
  - ・ 鯨類視認情報のメール送信に加え、減速海域設定書を配付し、全乗組員に周知、また、安全管理委員会においても励行することの再周知を図る。
  - ・ 励行されていないときは、電話や訪船により指導し、また、必要と認められる場合は、安全管理委員会を臨時開催して指導する。
- 3 鯨類警戒航行の実施状況の管理体制を構築
  - ・ 運航管理者等がAIS（船舶自動識別装置）情報で減速航行を確認する。
  - ・ 減速海域設定書に、船内の措置（見張り強化、販売中止、シートベルト、テーブル格納）について、チェック欄を設け、船長が、実施を確認して記入し、運航管理者または代理者が確認する。
- 4 緩衝材の取付け、鯨類警戒航行時のテーブルの格納
  - ・ 平成29年11月より順次、各船の肘掛け上部に緩衝材を取付ける。
  - ・ 減速航行を実施する際はテーブルの格納を船内放送で周知、また、巡視時にも協力を口頭でお願いします。